第８節　膨大な避難者等への対応

○　膨大な帰宅困難者の発生を抑制するため、国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかける。また、地方公共団体は、鉄道・バス事業者その他の民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時休憩施設の確保等を行う。

○　国及び地方公共団体は、市町村が開設する避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置いて、飲料水、食料等の物資の円滑な供給、的確な情報の提供に努める。また、避難所への避難者を減らす対策として、被災地外への疎開、帰省等を促進する。

○　地方公共団体は、あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、国との連携による空き家・空室の有効活用、民間事業者が所有するホテル・旅館、賃貸住宅や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進する。また、他の地域への広域一時滞在の調整、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者の受け入れを図るとともに、国からの情報等に基づき応急仮設住宅の早期提供に努める。

○　地方公共団体は、様々なニーズに配慮した避難所運営を行うとともに、被災者の心のケアのために、ＤＰＡＴの派遣についても考慮し、被災者対応に当たる。

第９節　国内外への適切な情報提供

○　国、地方公共団体等は、被災者ニーズを十分把握し、被害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、報道関係機関及びポータルサイト・サーバー運営業者と連携し、定期的に公表する等、適切に提供する。

○　国は、海外からの日本に対する信頼性の確保等を図るため、政府の被災地対応の状況について、海外に対しても適切に情報を提供する。

第10節　施設・設備等の二次災害対策

○　国、地方公共団体又は施設等の管理者は、余震や降雨による二次災害防止のため、地盤の緩みや施設の損傷、河道閉塞等の発生の有無等の緊急点検・調査及びそれを踏まえた応急措置を行うとともに、住民の安全確保のため、被災建築物応急危険度判定等を迅速に行う。また、大規模な二次災害の発生を防止するため、国は必要に応じて、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの重点的派遣を行う。

○　石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処する。

第11節　ライフライン・インフラの復旧対策

○　ライフライン事業者やインフラの事業者は、特に沿岸部の津波浸水地域を中心に、発災後において広域的な連携活動を早期に確立し、全国から要員や資機材の確保を行うとともに、国と地方公共団体と連携して、政治、行政、経済等の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフラインやインフラの早期復旧に努める。この際、国及び地方公共団体は、ライフラインの早期復旧のための輸送手段・ルート情報や航空写真、画像情報等の的確な提供を行う。

○　発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設等が被災することが想定されることから、国は、全国規模での的確な交通手段確保のための調整を行う。

第12節　広域応援体制の確立

○　地方公共団体は、超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国による支援だけでなく、地方公共団体間での人的・物的支援や広域一時滞在の仕組みなど、広域的な応援を円滑に実施できる体制をできる限り具体化するものとする。

○　国は、超広域にわたる被災地域において地方公共団体と一体となった災害応急対策を実施するため、地域ブロックごとに現地対策本部の設置、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等を通じて連絡体制を強化するとともに、被害拡大防止のための専門家の派遣、情報通信機材、災害対策用機械の派遣等を含め、政府一体となった地方公共団体支援体制を構築する。

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

○　南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、南海トラフ法第５条第１項及び第２項の規定に基づき、関係指定行政機関及び関係指定公共機関が防災業務計画において、関係地方防災会議等が地域防災計画において、関係石油コンビナート等防災本部等が石油コンビナート等防災計画において定めるものであり、推進計画においては、前章までに定める事項を踏まえ、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から以下の事項について記載するものとする。

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

○　南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。

○　このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。

○　特に、地方公共団体は、レベル２の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

○　また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

○　これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たっては、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

○　これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第２節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

１　津波からの防護

○　国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

○　国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、２⑵を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

○　また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。

○　津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

２　円滑な避難の確保

⑴　津波に関する情報の伝達等

○　国、地方公共団体等は、気象庁の発表する津波警報等が、各計画主体の機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。